

町内の動勢

43年5月1日現在

総人口 10,549 人

男4,909人女5,640人

世帯数 3,203 戸



No. 3

昭和 43 年

5 月 30 日

蒲生町役場

(五月五日 蒲生小校庭)



賑わった子どもの日
無心にゲームに興ずる親子

議会の傍聴について

議会は、住民の代表として選挙によって選ばれた二〇名の選良によって構成され、町の団体意志を決定する機関であります。本町の当面しているいろいろな問題が、どのような考え方によって議会に提案されているのか、又議会はそれをどのように受けとめ、それに対して、どのような意見が出て審議決定されていくのか、直接見たり聞いたりしなければわからないことも多いかと思えます。

に忙しいでしょうが、つとめて議会の傍聴しましょう。そして、蒲生町をより発展させるため、あなたまかせでなく、全町民一人一人が自分のこととして、真剣に考え抜きましょう。

社会教育の一環として、研修の場として一挙両得ではないでしょうか。

七月七日

参議員議員通常選挙

!! 選びぬけ、悔なく六年まかす人!!

※ 不在者投票

投票の当日 (七月七日)

出張、旅行中だったり、入院中の入など自分で投票出来ない人のために、不在者投票の制度があります。くわしいことは、町選挙管理委員会におたづね下さい。

※ 棄権せずに投票を

私たちの暮しの良し悪しは政治につながっています。今度こそ誰がよい代表者であるかを正しく判断し、必ず投票しましょう。

!! 明るい政治、正しい選挙で明日の社会をきづきましょう!!

◇ ◇ ◇ ◇

肉用子牛価格安定制度

肉用子牛の価格は昔のよう暴落するとは考えられませんが、経済情勢によつてはやはり、値下りがあると考えなければなりません。これに備えるため今回、肉用子牛価格の安定制度が確立されましたので、あらましについてお知らせします。

子牛生産経営が、再生産の確保ができるよう、保証基準価格より値下りした場合の損失を補償する仕事をするため、国、県、農協団体が共同出資して、次の名称の協会をつくりました。

「鹿児島県肉用子牛価格安定基金協会」

①この制度に加入したら農家はどんな補償が受けられるか。

前もって農協を通じてこの基金協会に加入しておけば、肉用子牛生産農家は、子牛を市場で売った場合、そのときの標準取引価格（各四半期毎、協会が指定した主要子牛市場で販売された子牛（概収月令六ヶ月以

上で、体重一七〇kg程度のもの）の価格を、加重平均して算出します。これが県内の共通の価格となります。が、保証基準価格一頭八万円より安かった場合、その差額が補償されます。

たとえば、その期間の標準取引価格が七万円にさがつた場合は、保証基準価格八万円との差額一万円が補償額となります。

補償は均等額で交付しその期間に子牛を市場で販売したもの、契約頭数の範囲内で同じ額の差額を皆同じように補償します。したがって、標準取引価格より高く取り引きされた優良子牛は、それだけ高く保証されることにもなります。

②この制度に加入する手続きは

ア、子牛生産農家は、子牛市場で売る子牛の頭数につき契約します。

イ、それはふたつの契約です。

ウ、ひとつは、むこう四

年間に於ける子牛生産計画に合わせて、各年度の販売予定頭数を契約します。これを基本契約といふます。

エ、もうひとつは、翌年度（四月一日～翌年三月三十一日）における販売計画頭数を契約します。翌年度一年間のことを契約するわけですから、契約頭数が実際に合ったものとなるわけです。これを年次契約といふます。

オ、この年次契約を締結するときに、契約頭数一頭当り二五〇〇円の積立金を翌年度の契約頭数だけとりまとめて、農協を通じて協会に納入しておく、翌年度一年間は、その契約頭数だけが補償の対象となります。積立金の納入は分割で納入することも認められます。

③補償の対象となる子牛の月令、体重は。

ア 対象肉用子牛は、月令六ヶ月以上で雌は一三〇kg以上、雄は一三〇kg以上の肉用子牛で畸形でなければ全部補償の対象になります。

イ、肉用子牛の標準となる規格は、概収月令六ヶ月

体重一七〇kgとして子牛の商品性を高めるよう市場出場をおすすめします。

④保証基準価格は将来変わるのか。

保証基準価格、つまり子牛生産農家への補償基準となる価格を、四十三年度は八万円と定めてありますがこれは、子牛生産経営を維持するためのもので、この保証基準価格は、毎年審議されて定めることになっていきます。経済情勢の変化や経

営の合理化によって、将来は変更されることも考えられます。

⑤積立金は、カケステに

ならないか。

基本契約が終了する四年後において、補填準備金が残っている場合は、積立金の無事もどしができますので、カケステにはなりません。

⑥加入手続きなどについて

はだに感じて思う

正月、三年振りに大阪から帰郷した息子が、両親とはなしていた。

「あそこの島は年とって

難儀するから杉を植えたら

どう？」手間がかゝらない

と思ひ込んだ杉山とはいえ

はたして、すすくと育っ

ていくだろうか。

農地は荒れ、山林化は進

み、開拓地は以前の山へと

かえっていく。

いづれにせよ時世と共に②に傾く公算が強いのではなからうか？

次に農家のあと継ぎはどうであろう、あと継ぎのきまつているもの三六％。まさに一〇戸中六・七戸までが親一代の農業といえそう。巡回の折、或壮年農家と語った。新農村建設事業で植えたみかんも実をつけはじめたので一段落。引続き第二の規模拡大をすゝめたい。そして、将来の目標は五ヘクタールだと。

また結婚後二年目のある青年は、山間地にあって、米一〇〇俵販売をもちろみ今年とうとうそれをやりとげた。まさに「ローマは一日にしてならず」である。

農業という職業を本業とし、将来への夢を託しながら、着々と実践にまい進する近代農業者が芽生えつつあることは確かだ。

一方、世は経済利潤主義時代といえる。消費文化のあおりで将来に夢どころか今日に生きる事で精一杯だという階層を招来しているのではない。

このような、とりどりの今日、ともすれば精神文化

がおろそかになりつつある土に親しむ生産の喜びをわかしあひ、一家だんらんの食卓を囲みながら、子供や家や、人生を語りあうのもよう。

昭和四十二年産米の

検査を省みて

食糧事務所蒲生出張所

一、検査結果について

別表第一表のとおり検査数においては、蒲生町で始めて三〇〇〇俵を突破しました。しかしながら四十年産米の等級別%に比較して、二等においては増しましたが、三等で一四・六%減少し、四等五等の下級米がそれぞれ増加しています。このことは作況が良ければ一般的には、当然上位等級が多いものと考えられますが、本年の気象の特殊事情、農村における人手不足による刈おくれ、調整の不足による未熟粒、細粒の混入、および地干中に発生する胴割米、脱穀機、乾燥機の取扱いの未熟等が原因での胴割米が多かったため

二、今後の問題点

前に述べた本年産米の検査結果から問題点を挙げますと次の事が指摘できます

①適期刈取り

最近、農家の人手不足による刈り遅れが目立ち、そのため、生産された玄米も色沢が悪く品質を悪くし、胴割米の混入率も多くなり等級低下の原因となっており、更に適期刈取りを推進する必要があります。技術員の指導を受けられることを望みます。

② 架干の励行

地干は胴割米の最大の原因となります。粒形からみれば、上位等級になるものが胴割のため五等になり、あるいは購入の対象にならず、本人に返したものもありますので一〇〇%架干がのぞましい。

③乾燥について

ア、水分過多米について
水分過多米は、非常に少なくはなっていますが、一部見受けたものについては、倉庫事情のため再度乾燥をお願いしましたが、玄米にしてからの乾燥はむずかしい、胴割米も発生しやすいので、籾のうちに充分乾燥すべきです。

イ、過乾燥の防止について

最近乾燥機の使用が増加していますが、短時間に過激な火力を加えて乾燥すると、胴割米発生の原因となりますので、機械の取扱いは充分に注意する必要があります。又時間が長すぎると過乾燥になるおそれがあります。水分計の針が動かないものも相当数あったようです。水分一三度〜一四、五%位の乾燥が望ましいです。過乾燥になると食

味が悪くなります。

④種子の更新について

種子の更新が不充分のために退化したものも見受けられますが、特に農林一八号に腹白、心白粒が見受けられるものも、これによるものと思われるので、種子は、普通二年間位続けて作つたら更新することが必要と思われる。

⑤主な品種別等級

別表第二表によりますとタチカラ、アリアケは四等格付けが多いようですが、これは、腹白、心白が品種固有のもので、現在の検査規格から格付けされたもの

で、多数の品種ですので、等級にとらわれる必要はないと思われます。三等と四等の価格差は一俵当り八〇円です。

以上四十二年産米の検査を省みて、概況を述べましたが、これが改善の内容について、僅かな努力によって大きな成果をあげ得ることが多いものもあり、特に適期刈取りや、乾燥ならびに調整については、少しの注意によってその目的を達することが出来ます。以上述べましたが、産米改善の参考に少しでも役立てば甚だ幸いと思います。

(別表第1)

(昭和42年2月末現在)

		検査数	1等	2等	3等	4等	5等	規格外
水稲	うるち玄米俵	30.298	6	1.834	17.608	9.188	1.653	9
陸稲	うるち玄米俵	49			12	22	15	
計		30.347	6	1.834	17.620	9.210	1.668	9
等害級別合	42年度米%			(6.1)	(58.1)	(30.3)	(5.5)	
	41年産米%			(3.8)	(72.7)	(20.0)	(4.0)	

(5) 主な品種別等級

品	種	検査数	1等	2等	3等	4等	5等	規格外
農林18号	俵%	19.091	3	1.361	11.362	5.382	976	7
チカラ	%	2.337		(7.1)	1.101	1.063	173	
タチカラ	%				(47.1)	(45.5)	(7.4)	
豊秀錦	%	2.127	3	79	1.396	542	107	
				(3.7)	(65.7)	(25.5)	(5.1)	
アリアケ	%	1.913		63	885	802	163	
				(3.3)	(46.2)	(42.0)	(8.5)	
金南風	%	1.847		34	1.227	517	69	
				(1.8)	(66.4)	(28.0)	(3.8)	
センダイ	%	167		21	100	40	6	
				(12.0)	(60.0)	(24.0)	(4.0)	

おめてた おくやみ

※生れた人

出水清子 新留前 2女 25

楠木 隆 後田中 2男 26

山元芳之 漆 一見 2男 27

柳原 浩 中福良 3男 27

平松曜子 高 峯 長女 30

前畑広子 白男上 4長女 5

吉元由紀子 薄原中 4長女 6

原田 明 西浦雄 4男 7

満田弘次 川東下 4男 9

迫田洋史 島 武 4男 12

甲斐孝弘 中 奈美子 4長男 16

満枝美清 高 実雄 4女 18

徳重美智 下 久徳下 4長女 20

※なくなった人

谷口市助 上 タミ夫 82才

餅原ヲト ミ 小川 妻 63才

岩崎ハツメ 城 為内清 妻 66才

山口喜左 南 衛門 本 下 86才

川崎ハル 迫 美治 東 母 82才

満尾貞誠 漆 幾久 旭 夫 68才

中村為善 漆 サト 旭 夫 75才

久保ケサミ 漆 本 平 夫 71才

川崎一雄 本 長谷 夫 49才

田畑ハツキ 西 浦下 夫 76才

一般会計
当初予算
二億五千六百七十三万五千円

統合中学校の第一期建築費

九千五百五十五万円などを議決

定例第1回町議会

昭和四十三年第一
回定例町議会は、去
る三月十二日に招集され、
二十八日に閉会しました。
議案十六件と陳情三件が附
議されましたが、そのおも
なものは次のとおりです。

鹿児島県町村議会議員公
務災害補償組合の設立に
関する協議について外三
件

これは町村の議員や、そ
の他の非常勤職員の公務災
害補償に関する事務を、共
同処理することにより、福
祉制度を統一完備するため
県下の全町村加入による一
部事務組合を設立しようと
するもので、原案どおり可
決されました。

蒲生町と畜場の用途廃止
について外二件

昭和三年の開設以来四十
年の歴史をもつ町営と畜場
は、最近経営の不振が続き
関係者の努力も効を奏せず
依然として好転の兆しが見
えないため、本年三月三十
一日限りで廃止することに
決まりました。

蒲生町育英事業基金の繰
入処分について

本年度の町育英資金に充
当するため積立基金から六
十万円を繰入れようとする
もので原案どおり可決され
ました。

蒲生町敬老年金支給条例
この条例は明治百年の記
念事業として、今年から九
月十五日の敬老の日に八十
八才以上の老人の方に、町
から年額二、〇〇〇円の敬
老年金を支給することを決
めたもので、本年度は該当
者として四十七名が予定さ
れています。

蒲生町国民健康保険税条
例の一部を改正する条例
本年度の町国民健康保険
事業費のうち、療養給付費
が、一件当りの費用額で一
〇%伸び、受診率で六%伸
び、緊急は正関係で七%伸
びが見込まれるなど、大巾
増加が予想されるので、こ
の経費に充当するため、若
干の保険税の増税をしよう
とするものです。

本年度の国保事業費総額
五千四百一十一万円のうち、
国庫補助の三千四百七十万
円を差引いた残額一千九百
四十一万円のうち、一千四

百八十八万円が、被保険者
の負担する保険税となつて
います。

増税をなるべくおさえる
ために、毎年度の剰余金を
積立てた基金の中から、四
百万円を繰入れるなどの措
置がされましたが、それで
もなお百七十五万円程度の
増税は止むを得ないという
ことで、税率の改正が可決
されました。

昭和四十二年度蒲生町一
般会計補正予算

昭和四十二年度の最終補
正予算で八百八十九万円が
追加され、総額は二億四千
四百四十二万円になりました。
予算案のうち塵芥処理
施設関係予算が、設置予定
地域住民の反対によって撤
回されたほか、おもなもの
は、九月議会を通過してい
た家畜導入事業利子補給補
助の金額と、牧野改良造成
補助の一部の減額や、総務
費の積立金三百二十五万円
土木費の西浦地区道路舗装
負担金四十万円、小川内線
の改良工事費五十八万円、
教育費で蒲生小の危険校舎
解体工事費八十一万円の追
加などが可決されました。

昭和四十二年蒲生町国
民健康保険特別会計補正
予算
この予算は保険給付費二

百三万円を含む二百十五万
円の追加で、累計総額四千
九百七十五万円になりました。

昭和四十二年蒲生町上
水道事業特別会計補正予
算

この予算は高崎地区の水
道引込工事費十七万円が
おもなもので、総額八百三
十一万円になりました。

昭和四十三年蒲生町一
般会計予算

これは本年度の当初予算
で、予算案二億五千六百七
十三万五千円のうち、議会
で五十三万五千円が修正減
額されたため、予算額は二
億五千六百七十三万五千円
になりました。

修正されたのは鶏卵価格
安定基金三十万五千円を、
卵価の不況時期にだけ支出
を考慮すべきであるという
こと、中学校の通学費補助
二十万三千円を、従来県費補
助のある西浦校区だけに適
用されていた通学費補助を
六軒以上の全地区に町単独
で補助しようという案は、
小学校の問題まで波及する
事も考えられるので、尚充
分検討を要するということ
で減額された結果、本年度
の予算の内訳は別表のとお
り決まりました。

尚今年の町予算の四八%
を教育費が占めています
これは統合中学校の第一期
工事で、校舎三三三九平方
米(九五〇坪)の建築関係
経費九千五百五十五万円を

含むためで、その財源は国
庫補助四千六十一万円、起
債三千四百万円、山林収入
二百万円、一般財源一千八
百九十四万円となつていま
す。

昭和四十三年蒲生町国
民健康保険特別会計予算
本年度の国保予算は前年
当初にくらべ六百五十一万
円増の五千四百一十一万
円となっています。尚被保険者
数は六千九百三十一人、世
帯数は二千二百五十五戸が
見込まれています。

昭和四十三年蒲生町上
水道事業会計予算

水道事業会計は、これ
までの会計方式から、企業
会計方式に改められたため
予算形式も変わりました。

又独立採算制が強く要求さ
れているため、やむなく四
月分から水道料金が若干値
上げされました。

資金計画によりますと、収
益的収支関係で、収入八百
二十三万円、支出六百三十
八万円、資本的収支関係で
収入〇、支出百五十二万円
となっており、給水戸数は
一千四百三十九戸が予定さ
れています。

蒲生町議会委員会条例の
一部を改正する条例
さきに行なわれた、町民
課の統合新設など、町長部
局の課設置条例の改正に伴
う各課の分掌事務に、議
会の常任委員会の所管が合
致するように改めたもので
す。

(別表)		単位千円	
才	入	才	出
町自動車取得税	34,376	議 会 費	7,316
自 動 車 税	1	議 総 務 費	37,318
交 通 安 全 費	92,241	民 衛 生 費	17,780
交 通 安 全 費	1	衛 生 費	5,231
分 担 金 及 負 担 金	844	農 業 費	19,046
使用料及手数料	3,377	農 林 水 産 費	17,606
国庫支出金	57,581	商 工 費	944
県支 出 金	4,967	土 木 防 育 費	7,640
財 産 入 越 収	3,699	消 費 税 費	3,365
繰 上 金 入 債	10,128	教 育 費	124,142
繰 上 金 入 債	1,500	災 害 復 旧 費	2,043
繰 上 金 入 債	10,720	公 共 費	13,804
繰 上 金 入 債	37,300	予 算 外 費	500
合 計	256,735	合 計	256,735